

各種事務事業の取扱い（商工業関係）

各種事務事業の取扱い（商工業関係）について修正する。

平成15年11月27日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 4 - 6 各種事務事業の取扱い（商工業関係）
<ul style="list-style-type: none">・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。・ 商工会議所及び商工会については、新市の一体性の確保のため、統合を働きかけるものとし、補助金については、合併後に新市において調整するものとする。・ 温泉施設維持管理事業における開館時間及び料金体系については、現行のとおりとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

第6回合併協議会 提案・確認
第7回合併協議会 修正版提出

協議項目	26-4-6	各種事務事業の取扱い(商工業関係)	所 管	経済産業専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 ・商工会議所及び商工会については、新市の一体性の確保のため、統合を働きかけるものとし、補助金については、合併後に新市において調整するものとする。 ・温泉施設維持管理事業における開館時間及び料金体系については、現行のとおりとする。 			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 一部事務組合等	現行のとおりとする。
2. 公社、第三セクター等	現行のとおりとする。
3. 関係団体(公共的団体等)	商工会議所及び商工会については、新市の一体性の確保のため、統合を働きかけるものとする。
4. 関係団体(協議会等)	石狩市の加入団体は引き続き加入するものとし、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとする。
5. 附属機関等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
6. 補助金等	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、商工会議所及び商工会補助金については、合併後に新市において調整するものとする。
7. 温泉施設維持管理事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、開館時間及び料金体系については、現行のとおりとする。
8. その他商工業関係事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1. 一部事務組合等 (第6回現況調書70ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
一部事務組合	石狩湾新港管理組合	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

2. 公社、第三セクター等 (第6回現況調書71ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
公 社	(株)石狩振興公社	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

3. 関係団体(公共的団体等)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
関係団体	石狩商工会議所	厚田村商工会	浜益村商工会	新市の一体性の確保のため、統合を働きかけるものとする。
	石狩市シルバー人材センター	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

4. 関係団体(協議会等) (第6回現況調書72～74ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
関係団体	北海道ILO協会札幌地方支部 北海道雇用開発協会 優良道産品推奨協議会 北海道中小企業総合支援センター 北海道中小企業団体中央会 北海道経済国際化推進会議 全国地区工業再配置促進連絡協議会 北海道地区工業再配置促進連絡協議会 全国シルバー人材センター事業協会 北海道シルバー人材センター連合会 石狩湾新港工業流通団地企業誘致推進協議会 サハリン開発プロジェクト石狩後方支援基地推進協議会 北海道サハリンビジネス交流支援協会 石狩湾新港地域開発連絡協議会 石狩湾新港外貿貨物利用促進協議会	北海道ILO協会札幌地方支部 北海道雇用開発協会 優良道産品推奨協議会	北海道ILO協会札幌地方支部	石狩市の加入団体は引き続き加入するものとし、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとする。

5. 附属機関等

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
附属機関等	融資制度損失補償審査委員会 石狩市地場企業等活性化審議会 石狩市工場等立地促進奨励審査委員会	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

6. 補助金等 (第6回現況調書75～86ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
商工会補助金	商工会議所経営改善普及事業補助金 (内容) 商工業者に対する経営改善指導体制の充実等の推進により、商工業の発展を促進する。	厚田村商工会補助金 (内容) 商工業者に対する経営改善指導体制の充実等の推進により、商工業の発展を促進する。	浜益村商工会補助金 (内容) 商工業者に対する経営改善指導体制の充実等の推進により、商工業の発展を促進する。	合併後に新市において調整するものとする。
シルバー人材センター運営補助金	石狩市シルバー人材センター運営補助金 (内容) 人材センターの運営に対し補助する。	該当なし	該当なし	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
産業振興奨励補助金	石狩市産業振興奨励補助金 (内容) 団体又は個人の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	厚田村産業振興奨励補助金 (内容) 団体の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	浜益村産業振興奨励補助金 (内容) 団体の行う産業の振興に関する事業に対し補助する。	
地場産業振興関連補助金	石狩市商店街等いきいき推進事業補助金 (内容) 商店会等が地域住民に対して行う商業イベント等の事業経費に対し補助する。 ・景観美化事業(施設運営費: 上限 30 万円) ・販売促進事業(普及宣伝費: 上限 50 万円) 石狩市商店街除排雪補助金 (内容) 冬期間における商店街活性化等に資するため、商店街が実施する除排雪事業経費に対し補助する。 ・(事業費 - 市が本来実施すべき分) × 1/4 + 市が本来実施すべき除排雪分	該当なし	浜益村担い手支援助成金 (後継者育成助成金) (内容) 村内において就業し、引き続き定住の意思を有する満 18 歳～45 歳未満の者 産業後継者が就業のため備品等を購入する場合に助成する。 ・購入費の 1/2(上限 50 万円) 産業後継者が技術取得のための講習会等の参加経費に対し助成する。 ・経費の 1/2(上限 30 万円)	
労働相談所運営補助金	石狩市労働相談所運営補助金 (内容) 労働組合の連合団体が実施する労働相談事業に対し補助する。 ・人件費及び事務経費(上限 50 万円) ・会場費(上限 30 万円)	該当なし	該当なし	

(6 . 補助金等のつづき)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
工場等立地促進奨励金	<p>石狩市工場等立地促進奨励金 (内容) 5,000 万円以上の工場を新設、増設して事業を行う者に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産評価額に対し、 初年度 100/100 次年度 50/100 3年度 25/100 <p>新設した工場等の敷地に3年以内に緑化を行う者に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑化に係る工事費用に対し、 1/3(上限 300 万円) <p>5,000 万円以上の工場を新設、増設することに伴い増加する常時雇用者を雇用する者に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常時雇用者数×20 万円(上限 2,000 万円) 	<p>厚田村企業誘致促進補助金 (内容)施設を開設し事業を行う企業(設備投資 5 億円以上、雇用者数 30 人以上)に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税額以内で 5 力年間 	<p>該当なし</p>	<p>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</p>
季節移動(出稼ぎ)労働者傷害保険助成	<p>石狩市季節移動(出稼ぎ)労働者傷害保険助成 (内容)1 月以上 1 年未満居住地を離れて就労する者で、北海道季節移動労働者福祉協会の傷害保険に加入した者の保険料に対し助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料額、月別に定額の助成 	<p>該当なし</p>	<p>浜益村季節移動(出稼ぎ)労働者傷害保険助成 (内容)1 月以上 1 年未満居住地を離れて就労する者で、北海道季節移動労働者福祉協会の傷害保険に加入した者の保険料に対し助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料額、月別に定額の助成 	

(6 . 補助金等のつづき)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
<p>中小企業関連 融資資金貸付</p>	<p>石狩市中小企業特別融資資金貸付 (内容)市内に独立した事業所を有し、1年以上営んでいる中小企業者等に対し融資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 金額 1,000万円以内 期間 5年以内(据置1年以内) 利率 年利9%以内(現行1年以内 長プラ+0.1%) (現行1年超 長プラ+0.5%) ・設備資金 金額 2,000万円以内 期間 10年以内(据置1年以内) 利率 年利9%以内(現行1年以内 長プラ+0.1%) (現行1年超 長プラ+0.5%) <p>石狩市中小企業特別融資貸付金利子補給金 (内容)石狩市中小企業特別融資資金の融資を受けた者で、期限までに金融機関に返済金を支払った者に対し助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資利率の2%以内 <p>石狩市小規模企業活性化資金貸付 (内容)従業員20人以下の会社又は個人で独立した事業所を有し、1年以上営んでいる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営資金 金額 500万円以内 期間 5年以内 利率 年利2.75%以内(1年以内) 年利3.25%以内(1年超) 	<p>厚田村中小企業振興資金貸付金 (内容)中小企業者等に対し融資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金(個人) (団体) 金額 300万円以内 500万円以下 期間 4年以内 5年以内 (据置なし) (据置1年以内) 利率 年利1.3% 年利1.3% ・設備資金(個人) 金額 500万円以内 期間 5年以内(据置6ヵ月以内) 利率 年利0.65% <p>厚田村産業振興資金貸付 (内容)産業振興等に係る事業を行う団体に対し貸付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つなぎ資金 年利 1.3% 期間 年度内 ・長期資金 年利 0.65% 期間 7年以内(据置2年以内) 	<p>浜益村中小企業振興保証融資資金貸付 (内容)1年以上居住する中小企業者等に対し融資する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転資金 金額 200万円以内 期間 2年以内(据置なし) 利率 年利4.75% ・設備資金 金額 300万円以内 期間 3年以内(据置なし) 利率 年利5% <p>浜益村中小企業振興保証融資利子補給金 (内容)浜益村中小企業振興保証融資資金の融資を受けた者に対し助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資利率の1% <p>浜益村産業振興資金貸付 (内容)産業振興等に係る事業を行う団体に対し貸付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補完資金 年利 11.5% 期間 5年以内(据置2年以内) ・事業資金 年利 11.5% 期間 年度内 ・特認資金 年利 11.5% 期間 5年以内(据置2年以内) 	<p>合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</p>

(6 . 補助金等のつづき)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
特殊作業主任 技術者取得助 成金	該当なし	該当なし	<p>浜益村特殊作業主任技術者取得助成金 (目的)満 18～65 歳以下の、村民であり村内 及び周辺市町村の中小企業に勤務する者が 労働基準局等の技能講習を修了した場合に 経費を助成する。 ・経費の 1/2(上限 5 千円)</p>	合併時に廃止するもの とする。
勤労者等関連 資金貸付	該当なし	該当なし	<p>浜益村勤労者等生活資金貸付 (内容)中小企業に 6 ヶ月以上勤務し、引き続 き働く意思のある者、公的年金の支給を受け ている者等に対し、緊急生活資金として貸付 する。 金額 20 万円以内 期間 10 ヶ月以内 利率 金融機関等の契約の定めによる 浜益村勤労者等生活資金利子補給金 (内容) 浜益村勤労者等生活資金の融資を受け た者に対し助成する。 ・契約に定める利率と年利 4.5%を超える利 率の範囲内において助成</p>	

7. 温泉施設維持管理事業（第6回現況調書87～88ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体的取扱い																																																																		
施設	石狩市保養センター	該当なし	浜益村保養センター	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。																																																																		
管理形態	委託(株石狩振興公社へ委託)		直営(管理の一部を地元企業に委託)																																																																			
開館時間	10:00～22:00 休館日 毎月第2火曜日、第4火曜日 (その日が祝祭日の場合はその翌日)		4/1～10/31 10:00～21:00 11/1～3/31 10:00～20:00 休館日 ・毎月1日(その日が土・日・祝祭日の場合は、その翌日以降の最初の平日) ・1月1日		現行のとおりとする。																																																																	
利用料金	<p>利用料金設定基準</p> <p>1 入館料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>800円(現状600円)</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>400円(現状300円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">会員券</td> <td>1年間</td> <td>現状30,000円</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月間</td> <td>現状16,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1)大人とは、中学生以上 2)小人とは、満4歳以上小学生まで 3)4歳未満は無料。ただし保護者同伴とする 4)入館料には、入湯税を含む。</p> <p>2 貸室料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>利用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サークル用貸室</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>研修室A、B又はC</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>研修室D</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>和洋研修室</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1)貸室を仕切って利用する場合は、1/2 2)各部屋の利用単位は、3時間</p>	区分	利用料	大人	800円(現状600円)	小人	400円(現状300円)	会員券	1年間	現状30,000円	6ヵ月間	現状16,000円	区分	利用料	サークル用貸室	6,000円	研修室A、B又はC	4,000円	研修室D	6,000円	和洋研修室	4,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">入館料</td> <td rowspan="2">村外</td> <td>大人</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">村内</td> <td>大人</td> <td>350円</td> </tr> <tr> <td>小学生、70歳以上</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">回数券 (11枚綴)</td> <td rowspan="2">村外</td> <td>大人</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">村内</td> <td>大人</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>小学生、70歳以上</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">村民 会員券</td> <td rowspan="2">1年間</td> <td>大人</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>小学生、70歳以上</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6ヵ月間</td> <td>大人</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>小学生、70歳以上</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3ヵ月間</td> <td>大人</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>小学生、70歳以上</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貸室料</td> <td rowspan="2">1人</td> <td>2時間以内</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>2時間を超え1時間を増す毎に</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>1)小学校就学前乳児等は無料。ただし保護者同伴とする 2)浜益村居住の重度心身障害者等は無料</p>	区分	種別	金額	入館料	村外	大人	500円	小学生	250円	村内	大人	350円	小学生、70歳以上	100円	回数券 (11枚綴)	村外	大人	5,000円	小学生	2,500円	村内	大人	3,500円	小学生、70歳以上	1,000円	村民 会員券	1年間	大人	35,000円	小学生、70歳以上	10,000円	6ヵ月間	大人	21,000円	小学生、70歳以上	6,000円	3ヵ月間	大人	14,000円	小学生、70歳以上	4,000円	貸室料	1人	2時間以内	300円	2時間を超え1時間を増す毎に	150円
区分	利用料																																																																					
大人	800円(現状600円)																																																																					
小人	400円(現状300円)																																																																					
会員券	1年間	現状30,000円																																																																				
	6ヵ月間	現状16,000円																																																																				
区分	利用料																																																																					
サークル用貸室	6,000円																																																																					
研修室A、B又はC	4,000円																																																																					
研修室D	6,000円																																																																					
和洋研修室	4,500円																																																																					
区分	種別	金額																																																																				
入館料	村外	大人	500円																																																																			
		小学生	250円																																																																			
	村内	大人	350円																																																																			
		小学生、70歳以上	100円																																																																			
回数券 (11枚綴)	村外	大人	5,000円																																																																			
		小学生	2,500円																																																																			
	村内	大人	3,500円																																																																			
		小学生、70歳以上	1,000円																																																																			
村民 会員券	1年間	大人	35,000円																																																																			
		小学生、70歳以上	10,000円																																																																			
	6ヵ月間	大人	21,000円																																																																			
		小学生、70歳以上	6,000円																																																																			
	3ヵ月間	大人	14,000円																																																																			
		小学生、70歳以上	4,000円																																																																			
貸室料	1人	2時間以内	300円																																																																			
		2時間を超え1時間を増す毎に	150円																																																																			

8. その他商工業関係事業（第6回現況調書89～101ページ参照）

3市村において、事業内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。